

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白鷹町長 田宮 修

市町村名 (市町村コード)	白鷹町 (06402)
地域名 (地域内農業集落名)	十王地区 (上野、八卦、塩田、中十王、本宿、塔の前、宝前町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月6日 (1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

将来にわたり持続可能な農業経営と地域づくりを目指すため、今後は、地域全体として守るべきところは担い手への農地集積を進める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区内は、水稲が主要作物であり、飼料作物等の転作も実施されている。また、一部の農地では、野菜や果樹などが栽培されているため、今後も土地利用型作物の栽培を主体としつつ、園芸作物を組み合わせた複合経営に継続して取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83.43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83.43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を基本としつつ、その周辺の農地で生産性の高い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に位置付けた担い手への集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への集積・集約化を促進するため、地域全体として農地中間管理機構を積極的に活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既存農業用施設の維持管理に努めながら、必要に応じて簡易的な基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の確保に努めるとともに、就農者の意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町や県、JA等と連携しながら技術的指導の支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の軽減と効率化を図るため、防除作業の委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ被害が多く発生しているため、被害状況の把握と対応検討のための情報交換を行い、対策を検討していく。
- ⑦水害対策として、農業用水路の整備を地域として取り組んでいく。
- ⑩特産化作物として、トマト栽培にも力を入れていく。